

回 覧 令和5年7月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募集〉	1	◆町職員採用試験を実施します
〈お知らせ〉	3	◆三股町にすんでいる ^{みまたちょう} 外国人 ^{がいこくじん} のみなさんへ ◆三股町観光協会オリジナルポロシャツを販売します！
	4	◆令和6年版「もろかた弁フォトカレンダー(クーポン付き)」に掲載する写真を募集しています！ ◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第1回延期分)を実施します
	5	◆町内一斉清掃を実施します ◆「2023エコロジーボランティア in みまた」を開催します
	6	◆ブロック塀などの除却費用を補助します ◆三股町就学相談会を開催します
	7	◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
〈保健と福祉〉 (高齢者)	8	◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります ◆後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？
	9	◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します ◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」が一斉更新の時期です
〈保健と福祉〉 (子ども)	10	◆「母子および父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

◆子育て支援の財源にはふるさと納税が活用されています

ふるさと納税は、●子ども医療費助成事業

●保育料負担軽減事業(9月から、3歳未満の第1子の保育料を無償化)

●子育て世帯支援(中学生対象)学校給食費負担軽減事業

など、本町が実施する子育て支援事業の予算にも活用されています。



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

【分類】	【No.】	【内容】
〈保健と福祉〉 (一般)	11	◆子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)予防接種の費用を助成しています
	11	◆人間ドック費用の一部を助成します(再募集)
〈農林畜産業関連〉	12	◆水稲の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を行います
	13	◆令和6年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ用)」の申し込みを受け付けます
〈相談〉		◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
	14	◆「こころの健康相談」を実施します ◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



募 集

◆町職員採用試験を実施します

町では、令和5年度の町職員採用試験(9月実施)を次のとおり実施予定です。
詳細は7月3日(月)以降に町公式サイトをご覧ください。

■採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容 =

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	一般事務(A)	若干名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。

■受験資格(学歴は問いません) =

(1)年齢

種類	職種	受験資格
初級	一般事務(A)	平成5年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人

(2)次のいずれかに一つでも該当する人は受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・三股町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人



■試験の日時、場所および合格発表 =

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
1次試験	9月17日(日) 午前7時30分 受付開始 午前8時10分 着席 午前8時30分 試験開始 午後0時30分 試験終了	・三股町役場 ・三股町総合福祉センター 「元気の杜」 ・三股町中央公民館	10月上旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
2次試験	10月中～下旬以降に 1次試験合格者に対して 行います。	・三股町役場 (北諸県郡三股町 五本松1-1)	11月中～下旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

※試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

※試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バックなどにしまってください。

※体調不良の場合は、受験を控えていただくようお願いします。

■試験の方法 =

初級試験は、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
1次試験	教養試験	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題(60問)
	職場適応性検査	職務への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの
	作文試験	表現力、課題に対する理解力そのほかの能力についての記述式による筆記試験
2次試験	人物試験	面接試験

■受験手続き =

(1)受験申し込み

受験の申し込みは、原則インターネットでのみ受け付けます。町公式サイト「職員採用」内の「令和5年度三股町職員採用試験(9月実施分)のご案内」または宮崎県町村会公式サイト「令和5年度 町村職員採用統一試験(9月実施)について」内の「三股町職員採用試験受験申込」から行ってください。インターネット申請が難しい場合は総務課職員係へお問い合わせください。

・三股町公式サイト

<https://www.town.mimata.lg.jp/>



・宮崎県町村会公式サイト

<http://www.myzck.gr.jp/>



「インターネット申請による申込み(外部リンク)」をクリックし、システムのガイドに沿って受付期間中に申し込みを行ってください。

また、申し込みは「事前登録(仮登録)」と「本登録」の2段階方式となっています。「本登録」の受け付けが完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールが自動送信されます。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中の月曜から金曜までの祝・休日を除く午前8時30分～午後5時までに総務課職員係へ電話にて問い合わせてください。

(2)受付期間

7月10日(月)午前8時30分 ~ 8月2日(水)午後5時

○受付期間終了直前はサーバーが混み合う可能性がありますので、余裕をもって早めに申込み手続きを行ってください。

(3)受験票の交付

受付期間終了後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。8月7日(月)を過ぎても電子メールが届かない場合には、総務課職員係(☎:52-1113)に連絡してください。

「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、申し込みサイトのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、(確認した年月日を記入の上)申請者本人が署名して1次試験の際に必ずお持ちください。

■合格から採用まで =

最終合格者は採用候補者名簿に登載し、その中から任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として令和6年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

■給与・勤務条件など =

(1)給与

三股町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年三股町条例第23号)に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

(2)勤務条件・休暇など

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜・日曜および国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。

休暇には、年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

・夏季休暇

・結婚休暇

・病気休暇

■試験関係情報の提供(緊急連絡)について =

災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、町公式サイトおよび宮崎県町村会公式サイトに掲載することがあります。

それぞれのアドレスは次のとおりです。

・三股町公式サイト <https://www.town.mimata.lg.jp/>

・宮崎県町村会公式サイト <http://www.myzck.gr.jp/>

★お申し込み・お問い合わせは、

〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

総務課 職員係(2階 ①番窓口) ☎:52-1113(直通) にお願ひします。

◆三股町にすんでいる外国人のみなさんへ

三股町では外国人のための日本語教室を開催します。

日本語で一緒におしゃべりしたり、先生やボランティアの人と楽しみながら生活に必要な日本語を勉強しましょう。参加にお金はかかりません。

①生活の日本語

買い物、病院、ごみ出し、防災など、テーマを決めて楽しく日本語を勉強します。

- いつ・ばしょ：8月6日(日)・11月5日(日) 町中央公民館
9月10日(日)・12月10日(日) 第3地区分館
10月8日(日)・1月14日(日) 第6地区分館

■じかん：午後1時～3時

②オンライン にほんごではなそう

季節の行事、生活習慣、ことばなど、おしゃべりを楽しみながら日本語を学習します。

- いつ：9月1日(金)～10月20日(金) (毎週金曜、全8回)
- じかん：午後8時～9時
- ばしょ：ZOOMをつかいます(Wi-FiとスマホでOK!)

○サポーター募集!

「生活の日本語」・「にほんごではなそう」は、三股町に住む外国人が生活で使う言葉を学ぶ場です。日本人サポーターと日本語でおしゃべりしながら学びをすすめます。サポーターとは、外国籍の人が生活の中で自分の気持ちや希望を伝え、自分らしく暮らせるように、日本語の学びをサポートする人のことです。

資格はいりません。学生のボランティア歓迎です!

○日本語教師も募集しています!(有償)

※①②の申し込みはメールでできます→chikyujin.base@gmail.com

★お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係

(受付時間 平日の午前8時30分～午後5時)

☎:52-9311(直通) ファクス:52-9724

教室実施先:地球人BASE(CHIKYUJIN BASE) にお申し込みします。

お知らせ

◆三股町観光協会オリジナルポロシャツを販売します!

「三股町の素晴らしい観光資源や特産品を「肌」で感じてもらいたい!」という思いから、今年も町の魅力を詰め込んだオリジナルロゴの入った町観光協会オリジナルポロシャツを販売しています。職場やサークルの皆さんでそろえてみませんか?1枚からの購入も大歓迎です。

町の特徴であるハートの形をモチーフに、町の魅力をコンパクトにまとめたデザインです。



※オリジナルロゴの位置をポロシャツの胸・肩・背中の中から選びいただけます。

■販売価格 = 全サイズ1着2,500円(税込み)

15色の中から選ぶことができます。

※町役場にいくつか見本品を準備しています。

また、町観光協会の公式サイトでも確認できます。

■申込方法 = 企画商工課窓口(町役場3階)で必要書類に記入後現金を添えて申し込みをしてください。申し込み後、2週間程度での引き渡しとなります。

★お問い合わせは、町観光協会事務局(企画商工課内・3階 ②番窓口)

☎:52-9085(直通)をお願いします。

詳細は、「町観光協会公式サイト」でご確認ください。



町観光協会
公式サイト

◆令和6年版「もろかた弁フォトカレンダー(クーポン付き)」に掲載する写真を募集しています！

町商工会商業部会では、町内事業者の活性化や「もろかた弁」の魅力を発信するため、「もろかた弁」をテーマにしたフォトコンテストを行い、入賞写真を掲載した「令和6年カレンダー(クーポン付き)」を作成します。

見る人が笑顔になるような写真の応募をお待ちしています。

■募集する写真の内容 =

「もろかた弁」テーマに合ったユーモアのある写真をご応募ください。

例)おいげんおかた(意味:私の妻)

またがんそ(意味:さようなら)

※募集する「もろかた弁」テーマは、町商工会の公式サイトでご確認ください。

■サイズ = 縦向きで400万画素以上2メガバイト程度のデジタル作品

■応募作品 = 自作品で未発表のものに限る

■応募期間 = **8月16日(水)まで**

■応募方法 =

応募票(町商工会の公式サイトからダウンロード可能)に必要事項を記入して、デジタル作品が保存されたメディア(CD-R、USBメモリーなど)を商工会宛郵送、または窓口にご応募ください。メディアの返送を希望する人は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封または提出をお願いします。

■応募枚数 = 1世帯4枚まで

■審査方法 =

商業部会役員会にて協議・決定します。写真採用者には、**商工会オリジナル商品券(5,000円分)**を贈呈します。

■その他 =

カレンダーにはクーポンを掲載しますので、希望する事業者は町商工会までご連絡ください。

★お問い合わせ・提出先は、
三股町商工会 〒889-1901 三股町大字樺山4421番地22
☎:52-2226 をお願いします。



町商工会
公式サイト

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験(第1回延期分)を実施します

延期になっていた全国瞬時警報システム【通称:Jアラート】の全国一斉情報伝達試験(第1回)の実施日が決まりましたのでお知らせします。

町内各所に設置している防災行政用無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時 = 7月12日(水) 午前11時ごろ

■試験方法 = 防災行政無線(広報塔)を使用します。

■放送内容 = コールサイン(1回鳴らします)⇒
「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒
下りチャイム(1回鳴らします)

※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況等によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。
中止する場合は、防災行政用無線でお知らせします。

★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。



◆町内一斉清掃を実施します

町内の一斉清掃を次のとおり実施します。快適な生活環境と美しいまちづくりのために、家庭周辺の清掃を各自治公民館、各支部や各種団体などで実施してください。

町内一斉清掃日：8月6日(日)

※雨天の場合は中止します。

【8月は、町内のごみ拾い推進月間です】

8月の町内一斉清掃は、公園・広場や道路など町内のごみ(空き缶など)を拾いましょう。

- ・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。
- ・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。

■搬入場所 = 町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)

■搬入時間 = 午前7時30分～9時

※時間厳守でお願いします。やむを得ず搬入時間に間に合わなくなった場合は、町一般廃棄物最終処分場(☎:52-5424)までご連絡ください。

■搬入できるごみ =

清掃で出た空き缶などの不燃物ごみ

※分別して、直接搬入してください。(町役場での回収は行っていません。)

※処分場内では係員の指示に従ってください。

※草、剪定くず、側溝の泥や火山灰は、袋に入れたまま処分場に持ち込まないでください。

★お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通)をお願いします。



◆「2023エコロジーボランティア in みまた」を開催します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動するボランティア活動です。

「エコロジーボランティア in みまた」は今年で28回目となり、環境への意識・関心の高まりからリサイクルも進んでいます。しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷では心無い釣り人や利用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよい町にするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いいたします。

また、地域でごみの気になる箇所がありましたら知らせてください。みんなできれいにしましょう。

■日 時 = 8月27日(日) 午前6時30分～9時
※小雨決行(雨天中止)

■集 合 場 所 = 元気の杜広場(町総合福祉センター敷地内)
※開会式は団代表者のみで実施します。

■参加対象者 = 団体(民主・福祉・ボランティア)および個人など

■申 込 締 切 = 8月4日(金)

■主 催 = 町ボランティア連絡協議会・町社会福祉協議会

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4m以上のもの
- ひび割れ、傾きや、ぐらつきによってブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80cm以下とすること)

■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

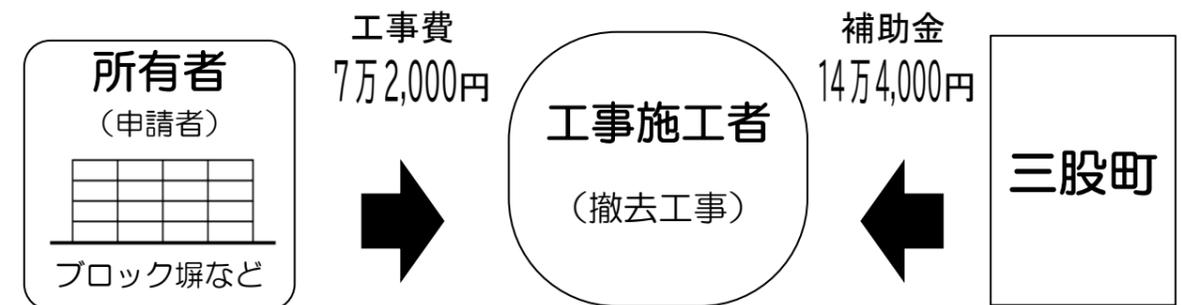
※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

- ① 一つの敷地につき14万4,000円
- ② 撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③ 除却費用の見積額に3分の2を乗じた額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用 21万6,000円 のとき)



※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

2件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通) お願いします。

◆三股町就学相談会を開催します

町教育委員会では、一人一人の子どもが、よりスムーズに小学校に入学できるよう準備を進めています。就学にあたって、子どもの健康面、発達面、生活面などに何らかの不安や悩みを感じている保護者を対象に相談会を開催します。気軽にご相談ください。

- 相談内容の秘密は守ります。
- 相談費用はかかりません。

■日 時 = 8月を予定しています。

■対象者 = 令和6年度小学校入学予定児童
※平成29年4月2日～平成30年4月1日生

■相談員 = 教育・福祉の専門の先生

■申込方法 = 相談希望の人にご連絡ください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会教育課 学校教育係 教育支援担当
☎:52-9314(直通)をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります

- ・新しい被保険者証はウグイス色です。
(7月31日までの被保険者証はだいたい色でした。)
- ・新しい被保険者証は、7月下旬までにオレンジ色の宮崎県後期高齢者広域連合の封筒で本人宛に届きます。
- ・新しい被保険者証が届いたら、台紙からはがして、住所・氏名・生年月日を確認してください。
- ・被保険者証は、無くさないように大切に保管してください。
- ・新しい被保険者証の有効期限は令和6年7月31日です。
ただし、保険料の滞納がある人には有効期限の短い被保険者証(短期証)が交付される場合があります。短期証の交付対象となっている人には、事前に納付相談のお手紙を送付していますので、早めに納付相談にお越しく下さい。



◆後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人(身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人)は申請し、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると所得に応じて病院での一部負担金が1割、2割、3割のいずれかになります。

認定を受けるためには、国保年金係の窓口で申請を行ってください。

加入できる人

- ・身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
- ・療育手帳Aを持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人
ほか

申請に必要なもの

申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡表
(現在加入している医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です)

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。



◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します

■保険料の計算方法

被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」 + 被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」	=個人単位で計算
--	----------

計算結果は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で7月中にお知らせします。
詳しくは、通知書に同封する「後期高齢者医療のしおり」をご覧ください。

■保険料の納め方

「年金からの差し引き」・「口座振替」・「納付書」のいずれかの方法になります。
保険料を「年金からの差し引き」により納付している人で、「口座振替」に変更したい場合は、お問い合わせください（「納付書による納付」への変更はできません）。

「納付書による納付」の場合、納め忘れによる未納が発生してしまうことがあります。納め忘れを防ぐため、「口座振替」の手続きをおすすめします。

また、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。曜日や時間を気にせずに納めることができますので、ご利用ください。

■均等割には軽減特例があります

軽減割合	対象者(世帯主及び被保険者全員)の所得要件
7割	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯
5割	43万円+29万円×被保険者数+(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯
2割	43万円+53.5万円×被保険者数+(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯

詳しくは、「後期高齢者医療のしおり」や宮崎県後期高齢医療広域連合の公式サイトをご覧ください。



◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」が一斉更新の時期です

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証(以下「認定証」という)を持っている人で、引き続き令和5年度も対象になる人には、7月下旬までに新しい認定証を送付します。

認定証を持っていない人で、入院などで認定証が必要な人は、まずは該当するかどうかを電話でお問い合わせください。該当する場合、申請を行うことで認定証を発行します。申請月よりさかのぼって発行はできませんので、早めの申請をお勧めします。

■認定証を持っている人は =

- ① 医療機関での支払いの際に提示することで、支払いが限度額までで済みま
- ② 限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は、入院の際に提示することで、入院時の食事代が減額されます。

■注意事項 =

○標準負担額減額の適用は、申請のあった日の属する月の初日からです。

(例)

令和4年度に認定証を交付されていない人が7月15日に申請をした場合…
令和5年7月1日適用で令和5年7月31日まで有効の減額認定証と
令和5年8月1日適用で令和6年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

○限度額適用・標準負担額減額認定証は、町県民税(住民税)の非課税世帯に限り交付されます。

■申請に必要なもの = 後期高齢者医療の被保険者証・マイナンバーが分かるもの

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係

後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。

◆「母子および父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

母子および父子家庭医療費助成事業は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次の期日に手続きをしてください。対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。

集合受付期日	8月1日(火)・2日(水)・3日(木)
時 間	8月1日(火)・2日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>7時</u> ※受付終了時間は午後6時45分です。 3日(木) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>5時</u>
場 所	町役場4階 第1・2会議室
準備するもの	①健康保険証(世帯全員分)の <u>コピー</u> ※事前にコピーしたものを提出してください。 ②身分証明書(運転免許証など) ③養育費等に関する申告書 ④医療費受給資格者証更新手続きチェックシート ⑤医療費受給資格証交付台帳

世帯の状況で必要となる書類	(ア)令和5年1月1日に町内に住民票がなかった人 ⇒ <u>個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)が必要です</u> ・所得の状況を確認します。 ・同居の家族の中に令和5年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)も必要です。 (イ)母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人 ⇒ <u>在学証明書または学生証のコピーが必要です。</u> (ウ)その他 ・後日送付する案内文書でご確認ください。
---------------	--

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番)で、8月4日～31日(土曜・日曜・祝日を除く)までに更新の手続きをしてください。

※更新手続きは受給者本人が行ってください。代理人による手続きはできません。

※手続きを行わないと、受給資格があっても11月以降の医療費助成を受けることができません。

★お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係 (1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)をお願いします。



◆子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)予防接種の費用を助成しています

子宮頸がんは年間約1万1,000人の女性が罹患し、そのうち約2,900人が死亡しているがんです。若い年齢層で発症する割合が比較的高いがん、20代から増え始め、30代までにがんの治療で子宮を失ってしまう(妊娠できなくなってしまう)人も年間約1,000人います。

ほとんどの子宮頸がんはヒトパピローマウイルス(以下「HPV」という。)への感染が原因です。HPV ワクチンは、子宮頸がんの原因となる HPV の感染を防ぐワクチンです。

※ 国は、平成25年から積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和4年度から積極的な勧奨を再開すると決めました。接種を希望する人は、ワクチンの有効性および安全性などを十分理解した上で接種を受けてください。

■HPV ワクチンを無料で受けられる人 =

○定期予防接種の対象者

小学6年から高校1年相当の女子

○接種の機会を逃した人のキャッチアップ接種

積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人は、特例的に接種を受けることができます。

・対象者： 次の2つを満たす人

① 平成9年4月2日～平成19年4月1日生の女子

②過去に HPV ワクチンの接種を合計3回受けていない人

※合計3回の接種を受けていない人は、残りの回数を無料で接種できます。

・期間： 令和7年3月31日まで



■ワクチンの種類 =

○ワクチンは3種類あります。

・2価ワクチン(サーバリックス)

・4価ワクチン(ガーダシル)

・9価ワクチン(シルガード9)※令和5年4月から追加

■HPV ワクチンのリスク =

接種を受けた部分の痛みや腫れ、赤みなどの症状が起こることがあります。ワクチンを受けた後に、まれですが、重い症状が起こることがあります。また、広い範囲の痛み、手足の動かしにくさ、不随意運動などの多様な症状が報告されています。接種後に重篤な症状として報告があったのは1万人あたり約5～7名とされています。ワクチン接種で気になる症状が現れたら、以降の接種をやめることができます。

※接種後に症状があるなど不安のある人は、まずは、接種した医療機関に受診・相談してください。

■接種できる医療機関 =

町公式サイトご確認できます。→



事前に予約をしてから受診してください。

■20歳になったら子宮頸がん検診を受けましょう =

ワクチンを受けていても、HPVの感染を100%は予防できません。

なので、20歳を過ぎたらワクチン接種の有無に関わらず子宮頸がん検診を受けることが大切です。

町では、本年度、「20歳以上の女性で、和暦で偶数年生まれ」の人に子宮頸がん検診の助成を行います。対象者へはすでに通知を行いました。

町公式サイト 子宮頸がん検診(集団検診)について→



★お問い合わせは、健康管理センター

☎:52-8481にお願いします

農林畜産業関連

◆人間ドック費用の一部を助成します(再募集)

30歳～70歳で、5歳ごとの節目の人を対象に、人間ドック費用の一部を助成していましたが、まだ定員に達していないため、期間を延長して募集します。受診希望者は、受診券を交付します。

希望する人は、[電話でのご予約\(健康管理センター:52-8481\)](tel:52-8481)にお願いします。

《対象者の生年月日一覧》

年齢	生年月日	
30歳	平成5年4月2日	～ 平成6年4月1日
35歳	昭和63年4月2日	～ 平成元年4月1日
40歳	昭和58年4月2日	～ 昭和59年4月1日
45歳	昭和53年4月2日	～ 昭和54年4月1日
50歳	昭和48年4月2日	～ 昭和49年4月1日
55歳	昭和43年4月2日	～ 昭和44年4月1日
60歳	昭和38年4月2日	～ 昭和39年4月1日
65歳	昭和33年4月2日	～ 昭和34年4月1日
70歳	昭和28年4月2日	～ 昭和29年4月1日

※国民健康保険の人で、すでに令和5年度の特定健診を受けた人は受診できません。

■ こんな人におすすめします！ ■
 学校や職場での定期的な健康診断を受ける機会のない、30・35歳の人
 (例:専業主婦、国民健康保険加入者で、自営業の人など)

年に1度の健診を受ける機会が無い人が多いです！

学生	学校卒業～39歳まで	40歳以上	75歳以上
学校が年に1度健診を実施	職場が年に1度健診を実施	保険証を出している所(職場など)が年に1度健診を実施	保険証を出している所(職場など)が年に1度健診を実施

■定員 = 45人
 ■再募集期間 = 7月31日まで(定員になり次第、締め切ります。)

※人間ドックの詳細は、町公式サイトで確認できます。
 町公式サイトはこちら

★お問い合わせは、健康管理センター ☎:52-8481 にお願いします。



◆水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を行います

本年度の水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をよろしくをお願いします。

■実施時期 =

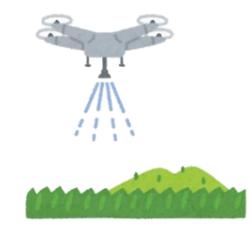
場所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1回目	7月17日(月)	7月25日(火)	7月31日(月)
	2回目	8月16日(水)	8月22日(火)	8月31日(木)

※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は危険ですので、機体の周り20m以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のカンショなどに隣接する水田は、ドリフト(飛散)防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※施設園芸ハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



★お問い合わせは、
 JA都城 三股支所・営農経済課
 ☎:52-1122 にお願いします。

相談

◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。
また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 7月27日(木)

■時間 = 午後1時～4時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、他の相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 お願いします。



◆令和6年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ用)」の申し込みを受け付けます

今回は、令和6年度の予算要望のための聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

■補助対象 = 防護用施設(電気防護柵 イノシシ・シカ用)

■補助条件 = ①農耕地のうち有害獣による被害が多発している場所。
②電気防護柵の長さが原則として200m以上あるもの。
③令和6年度電気防護柵を設置予定場所(田・畑)に作付けすること。
④事業申請のときは「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます(手数料が必要です)。

■標準事業費 = イノシシ用 6万6,000円
※柵の延長が250mのとき～令和5年度実績)

■基準補助率 = 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ
予算の範囲、個人負担金3分の1以上

■申込期限 = 8月31日(木)
(注:申込期限を過ぎると受け付けはできません。)

■申込方法 = 原則として希望者本人が、農業振興課 農林整備係
で申請してください。
ただし、申し込みが多い場合は、初めて、申請する人が
優先されます。

★お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農林整備係(3階 ③番窓口)
☎:52-9089(直通)をお願いします。



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	7月20日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関する事 (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関する事
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504
をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	7月15日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	<p>・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。</p> <p>・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。</p>	

★お問い合わせは、
代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。
また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜
※祭日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

